



英國における食品包装規制

ロンドン事務所 林 伸光

2025年12月

食品包装規制の全体像

- 英国では、EU離脱移行期間終了時点のEU規則が「同化法（assimilated law）」として引き継がれ、原則的に英国の国内法体系に直接組み込まれている。
- しかし、EU離脱後、EU、英国それぞれに規則改正が行われており、**容器包装規制についてもEUと英国で相違が生じている。**

EU規制

■ : EUと異なる規制

個別

FCM再生プラスチック規則(EU)2022/1616



FCMプラスチック規則(EU)10/2011

使い捨てプラスチック指令

FCM枠組み規則 + 適正製造規範規則
(EC)1935/2004, (EU)2023/2006

包装・包装廃棄物規則 (PPWR)

一般

食品安全視点の規制

英國規制

個別

FCM再生プラスチック規則(EC)282/2008



FCMプラスチック規則(EU)10/2011

FCM枠組み規則 + 適正製造規範規則
(EC)1935/2004, (EU)2023/2006

環境保護視点の規制

使い捨てプラスチックに関する環境保護規則 (※2)

プラスチック包装税
(2021年財政法)

2024年生産者責任義務 (包装および包装廃棄物) 規則

2025年飲料容器デポジットスキーム規則 (※1)

2021年環境法

一般

FCM=Food Contact Materials
(食品接触素材)

(出所) 農林水産省「EU食品包装規制セミナー」(西村あさひ法律事務所、2025年9月) のEU規制の整理を基にJETRO作成

(※1) イングランド、北アイルランドのみ適用。スコットランドは類似の規則を制定、ウェールズは別に制定予定。

(※2) イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドでそれぞれ制定。

Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved.

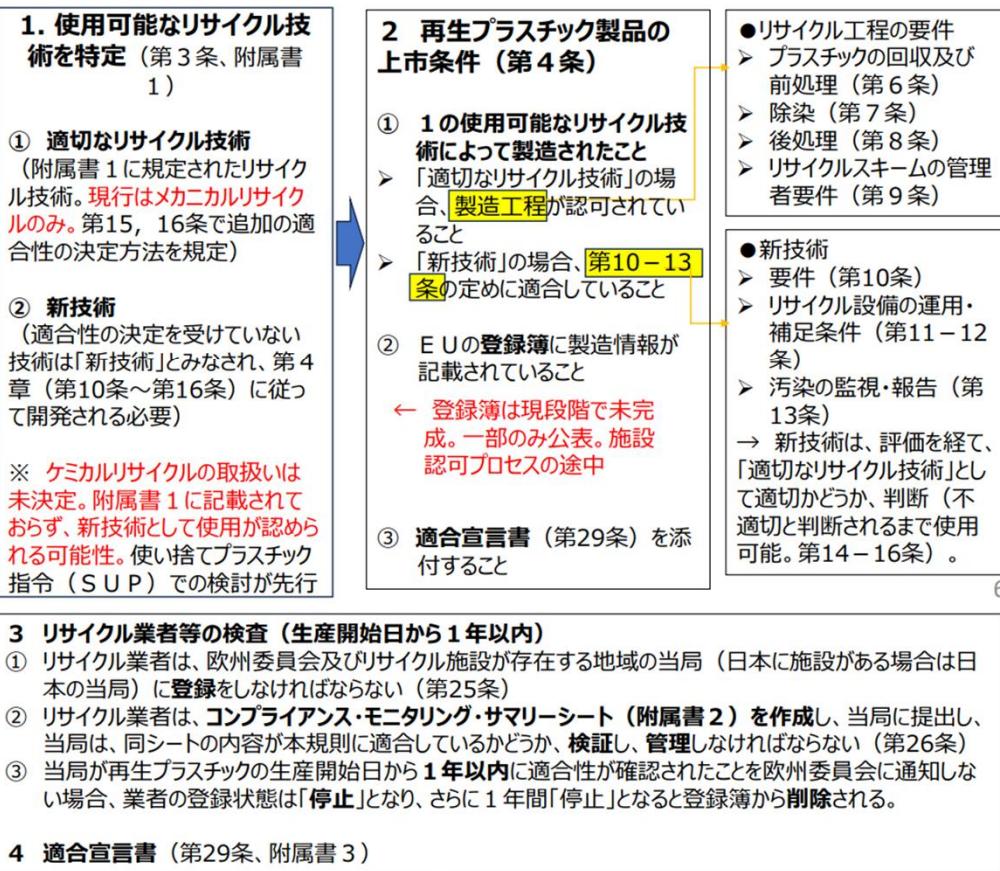
再生プラスチック食品接触材規則

- 再生プラスチック食品接触材規則については、EUでは規則（EC）282/2008に代えて、**2022年10月から新規則（EU）2022/1616が施行**（2025年2月の規則（EU）2025/351により、（EC）282/2008は廃止）。英國では同化規則（EC）282/2008が引き続き適用。
- 再生プラスチックを食品接触材に使用する場合、プラスチックのリサイクル工程の認可が必要。

EU規制

4. 再生プラスチック食品接触材規則（EU規則2022/1616）

- 再生プラスチックの食品接触材に関する規則
- 再生プラスチックの使用における安全性を確保するためのガイドラインを規定



新規則（EU）2022/1616で導入された内容

- リサイクル技術の承認手続き整備**
→旧規則（EC）282/2008は、条文上はリサイクル技術を限定していなかったが、実務上はポストコンシューマーPETのメカニカルリサイクルのみが承認。新規則では、「適切なリサイクル技術」を附属書Iに列举し、承認手続きを明文化。「新技術」については暫定的な市場投入を認め、データ収集・評価を経て正式承認する手続きを整備。
- リサイクル業者等の管理強化**
→リサイクル業者等がリサイクル工程の適合性を記録・証明するための標準化フォーマットを義務化。また、加盟国当局による定期監査と報告義務を明文化し、バッチ単位のトレーサビリティと透明性を強化。

ビスフェノールA食品接触材規則

- ・ **ビスフェノールA（BPA）** は、家庭用キッチン用品や食品包装（詰め替え可能な水筒、食品・飲料缶の内張りなど）の製造に使用されているが、**BPAが食品包装・容器などから食品に移行して内分泌系、生殖系、免疫系に影響することが懸念**されている。
- ・ 2018年に、規則（EU）2018/213が施行（プラスチック食品接触材規則の附属書Iが改正）され、**哺乳瓶など乳幼児向け食品に接触することが意図された食品包装・容器などについては、BPAの使用が禁止（英國でも適用）**。
- ・ EUでは、2025年1月に規則（EU）2024/3190が施行され（18ヶ月間の経過措置あり）、**食品接触材へのBPAと、その他のビスフェノール類の使用が禁止**（英國では、ワインザーフレームワークにより、北アイルランドのみ適用）。
- ・ **英國食品基準庁（FSA）** は2025年10月2日、**食品接触材へのBPAとその他のビスフェノール類の使用禁止について意見公募**を開始（12月24日締め切り）。以下の工程表のとおり、**2026年7月までに食品接触素材へのBPAなどの使用を禁止する規則を制定・公布し、経過措置を設けて2026年後半から順次適用していく予定。**

工程表

マイルストーン	予定期
意見公募開始	2025年10月2日
意見公募終了	2025年12月24日
方針の最終決定	2026年1-2月
行政措置（食品接触材の登録を更新してBPA等を削除）	2026年2-3月
法令（SI）の起草	2026年3-5月
大臣承認と法令公布	2026年6-7月
施行	2026年後半

経過措置

材質・使用法	経過措置期限
BPAを使用して製造された使い捨ての最終食品接触製品	2026年7月20日
果物、野菜および水産物の保存用使い捨て製品	2028年1月20日
外側金属面のみBPAコーティングが施された使い捨て製品	2028年1月20日
BPAを使用して製造された繰り返し使用する最終食品接触製品	2026年7月20日までに販売開始されたものは2029年1月20日まで販売可能

（出所） FSA「ビスフェノールA（BPA）およびその他のビスフェノールを食品接触材料で使用することを禁止する提案に関する意見公募」を基にジェトロ作成

使い捨てプラスチックの禁止・制限

- 海洋プラスチックごみ削減のため、**EUは2019年に使い捨て（シングルユース）プラスチック指令（SUP指令）を採択**し、2021年7月までに加盟国が、使い捨てプラスチック製品（ストロー、カトラリー、発泡ポリスチレン容器など）の販売・提供の禁止・制限を国内法として定めることを義務付け。
- 英国はEU離脱により、SUP指令に従う必要がなくなったが、独自に、使い捨てプラスチック製品の販売・提供の禁止・制限を行う規則を制定。**なお、地方分権により、イングランド、スコットランド、ウェールズそれぞれに規則を制定。北アイルランドはワインザーフレームワークによりSUP指令に基づく規則を制定。
- SUP指令では、2024年7月3日以降に市場投入される3 ℥以下 のペットボトルについて、**キャップ一体化（テザードキャップ）**がEUで義務化されたが、イングランド、スコットランド、ウェールズの規則には取り入れられていない。

イングランドの使い捨てプラスチック規則

- 2020年環境保護（プラスチックストロー、綿棒およびマドラー）（イングランド）規則
- 2023年環境保護（プラスチック皿などおよびポリスチレン容器など）（イングランド）規則

販売・提供の禁止

- 使い捨てプラスチック製のドリンクマドラー
- 使い捨てプラスチック製のカトラリー
- 使い捨てポリスチレン製の食品・飲料容器

販売・提供の制限

- 使い捨てプラスチック製のストロー

外食事業者は、客に見える場所や客がアクセスできる場所に置かない、客からの要求がない限り提供しない（口頭でも書面でも店側から勧めてはいけない）という条件で提供可能

- 使い捨てプラスチック製の皿、トレイ、ボウル

包装済み製品や販売時に充填・盛り付けする場合は提供可能

※生分解性プラスチックなどであっても、使い捨てプラスチックであれば禁止・制限の対象。

プラスチック包装税

- 英国では、2022年4月1日以降「プラスチック包装税（Plastic Packaging Tax、PPT）」が導入。
- 英国で製造または輸入されるプラスチック包装のうち、**再生プラスチックの重量割合が30%未満のものに対して、1トン当たり223.69ポンド（2025年度、年度ごとに更新）が課税。**
- なお、EUでは域内共通の仕組みとしてPPTは導入されていないが、理事会決定（EU、Euratom）2020/2053により、2021年1月以降、加盟国から「EUプラスチック課徴金」を徴収（リサイクルされていないプラスチック包装廃棄物1kg当たり0.80ユーロ）。課徴金を国内企業に転嫁するため、スペインでは**2023年から再利用不能なプラスチック包装に対して、1kg当たり0.45ユーロを課税（再生プラスチック分は控除）**。イタリアやドイツも導入を目指しているが、延期を重ねている。

課税対象者

12ヶ月間に10トン以上の完成プラスチック包装部品を製造または輸入する事業者（HMRCへの登録とデータ報告が必要）

- 企業Aがすでに充填された飲料ボトル（ボトル、ラベル、キャップは個別の完成プラスチック包装部品）を英国に輸入し、企業Bに販売。→企業Aが課税対象者
- 企業Aが英国にフィルムを輸入、企業Bがフィルムをラミネート加工しカットしてロールに巻き付ける、企業Cがそれを食品の包装に利用する。→ラミネート加工が最後の実質的な変更プロセスであり、企業Bが課税対象者

課税対象となる包装

- サプライチェーンで使用されるように設計された包装（ただし、輸入時の輸送梱包材は報告・課税の対象外）
(例) 調理済み食品トレイ、生肉を包むフィルム、ヨーグルト容器など
- 使い捨ての消費者向けに設計された包装
(例) ビニール袋、使い捨てのカップ・皿・ボウル、リボンや粘着テープなどのギフトラッピングなど

課税対象となる再生プラスチックの重量割合

他の素材よりプラスチック成分が多く含まれ、プラスチック成分のうち再生プラスチックの割合が30%未満の場合は課税対象

【例1】再生プラスチック：バージンプラスチック：再生アルミ：再生段ボール紙 = 1g : 4g : 2g : 3gの複合素材の包装の場合、プラスチック成分のうち、再生プラスチックの割合が20%となり、30%未満であること、プラスチック成分の包装全体に占める割合が50%であることから、包装全体10gが課税対象。

【例2】ガラス瓶とプラスチック蓋、紙製の外箱からなる調味料などの包装の場合、それぞれが個々の要素の包装と捉えて算定。例えば、プラスチック蓋の再生プラスチックの含有割合が30%未満の場合、蓋部品に対して課税。

プラスチック包装税の課税状況

- プラスチック包装税に係るデータ報告は、免税となる再生プラスチック30%以上のプラスチック包装部品などの製造・輸入量も報告対象。
- 課税対象は、報告数量の4割程度であり、その他の大部分は再生プラスチック30%以上のプラスチック包装部品。
- 直近の2024/25年の登録事業者は4,525社、税収は259百万ポンドであり、単純平均では1登録事業者当たり57,238ポンド（約1,173万円）の税負担。

千トン

プラスチック包装税に係る報告数量

4,000

3,500

3,000

2,500

2,000

1,500

1,000

500

0

経路 分類

2022/23年

経路 分類

2023/24年

経路 分類

2024/25年

A. 税収（百万ポンド）

283

268

259

B. 登録事業者数

4,443

4,749

4,525

A/B（ポンド）

63,696

56,433

57,238

(注) 以下の場合はプラスチック包装税が免税・控除。

- ヒト用医薬品の直接包装用プラスチック包装
- 課税対象となるプラスチック包装部品を英国外に輸出する場合
- 課税対象となる別のプラスチック包装部品に転換する場合
- 再生プラスチックを30%以上含むプラスチック包装部品

(出所) 英国歳入関税庁「プラスチック包装税統計」を基にJETRO作成

包装の拡大生産者責任 (EPR)

- 英国では包装の拡大生産者責任 (EPR) に関する最初の規則が2023年に制定され、2024年から段階的に導入。EUでは、2018年の指令2018/852により、加盟国全てに対して2024年末までにEPRの確立を要求し、ほぼ全ての国で導入済み。PPWRでは、EU共通の仕組みとしてEPRを導入。
- EPRは、包装廃棄物の回収・リサイクル・処理にかかる費用を、税金でまかなうのではなく、包装を市場に投入する事業者（生産者・輸入者）から徴収してまかぬ仕組み。
- 一定規模以上の生産者・輸入者には、**包装廃棄物の報告義務**と、報告に基づく**廃棄物処理費用の負担義務**が課される。2024年の包装廃棄物の報告に基づき、2025年10月から廃棄物処理費用の請求が開始。

対象事業者

年間売上高100万ポンド超かつ年間包装投入量25トン超の事業者（生産者・輸入者）

- 大規模生産者：年間売上高200万ポンド超かつ年間包装投入量50トン超の事業者
- 小規模生産者：大規模生産者に該当しない事業者

登録手数料

毎年登録手数料が課金（以下は2025年の金額）。コンプライアンス・スキームという、データ報告や費用計算・支払いの代行サービスを利用することも可能（別途代行事業者へのサービス料が発生）。

- 大規模生産者：年間2,620ポンド（コンプライアンス・スキーム利用者は1,685ポンド）
- 小規模生産者：年間1,216ポンド（コンプライアンス・スキーム利用者は631ポンド）

包装廃棄物の報告義務

英国市場への投入方法（ブランド名入り包装、輸入等）、包装種類（家庭向け包装、非家庭向け包装等）、包装分類（1次包装、2次包装等）、包装素材（アルミニウム、纖維複合素材等）、包装重量、リサイクル可能性評価を指定のフォーマットで提出。

- 大規模生産者：6ヶ月ごと（1～6月分を10月、7～12月分を翌年4月）に報告。
- 小規模生産者：1年ごと（1～12月分を翌年4月）に報告。リサイクル可能性評価は不要。

包装廃棄物処理費用

大規模生産者のみが処理費用を支払い。基本料金単価およびリサイクル可能性評価に基づく調整係数について次頁参照。

- 大規模生産者：前年分の報告データと基本料金単価に基づき、10月以降に支払い（年1回）。
- 小規模生産者：費用負担はなし。

2026年以降の包装廃棄物処理費用とリサイクル可能性評価

- 2026年以降の包装廃棄物処理費用については、対象となる包装種類（家庭向け包装、公共ごみ箱に捨てられることが多い包装、家庭向けガラス製飲料容器）について、リサイクル可能性評価に基づき料金を調整する仕組みを導入予定。
- このため、2025年1月以降の、該当する包装廃棄物データについては、**大規模生産者がリサイクル可能性評価を行い、評価結果を報告に含める必要**。ただし、評価方法等の公表が遅れたため、2025年上半期の評価結果が報告されていなくても、下半期の評価結果が報告されれば、それを外挿して年間データに適用。

1 分類

包装は、問題のある材料や、手で容易に分離できる部品を含まないこと。
適切な素材カテゴリーで評価される。

2 広範な収集

英国の地方自治体の75%以上が家庭向けの路上収集で回収しているか？

Yes

リサイクル可能性評価の決定木

2a 限定的な収集

英国の地方自治体の50%以上が家庭向けの路上収集で回収しているか？

Yes

2b 回収

人口の75%以上が利用可能な他の回収サービスがあるか？

Yes

2025年度基本料金単価

(トン当たり、ポンド)

材料	料金
アルミニウム	266
繊維複合材料	461
ガラス	192
紙または板紙	196
プラスチック	423
鉄	259
木材	280
その他	259

3 選別

包装は必要な仕様に従って、大規模に効率的に選別できる設計か？

Yes

3a 選別

包装は必要な仕様に従って、大規模に効率的に選別できる設計か？

Yes

3b 選別

包装は必要な仕様に従って、大規模に効率的に選別できる設計か？または排出時に分別されているか？

Yes

4 再処理

包装は、危害を及ぼすリスクや技術的な課題を引き起こしたり、リサイクル工程の品質を損なうことなく再処理できるか？

Yes

4a 再処理

包装は、危害を及ぼすリスクや技術的な課題を引き起こしたり、リサイクル工程の品質を損なうことなく再処理できるか？

Yes

4b 再処理

包装は、危害を及ぼすリスクや技術的な課題を引き起こしたり、リサイクル工程の品質を損なうことなく再処理できるか？

Yes

5 適用

包装は、リサイクル工程で生成される再生材の品質を低下させたり、不要な廃棄を引き起こす可能性のある汚染物を含んでいないか？

Yes

5a 適用

包装は、リサイクル工程で生成される再生材の品質を低下させたり、不要な廃棄を引き起こす可能性のある汚染物を含んでいないか？

Yes

5b 適用

包装は、リサイクル工程で生成される再生材の品質を低下させたり、不要な廃棄を引き起こす可能性のある汚染物を含んでいないか？

Yes

調整係数

評価年	係数
2026/27年	1.2
2027/28年	1.6
2028/29年	2.0

例) ガラスの基本料金単価が2026年度も192ポンドだったとする、リサイクル可能性評価に応じて
赤： $192 \times 1.2 = 230.4$ ポンド

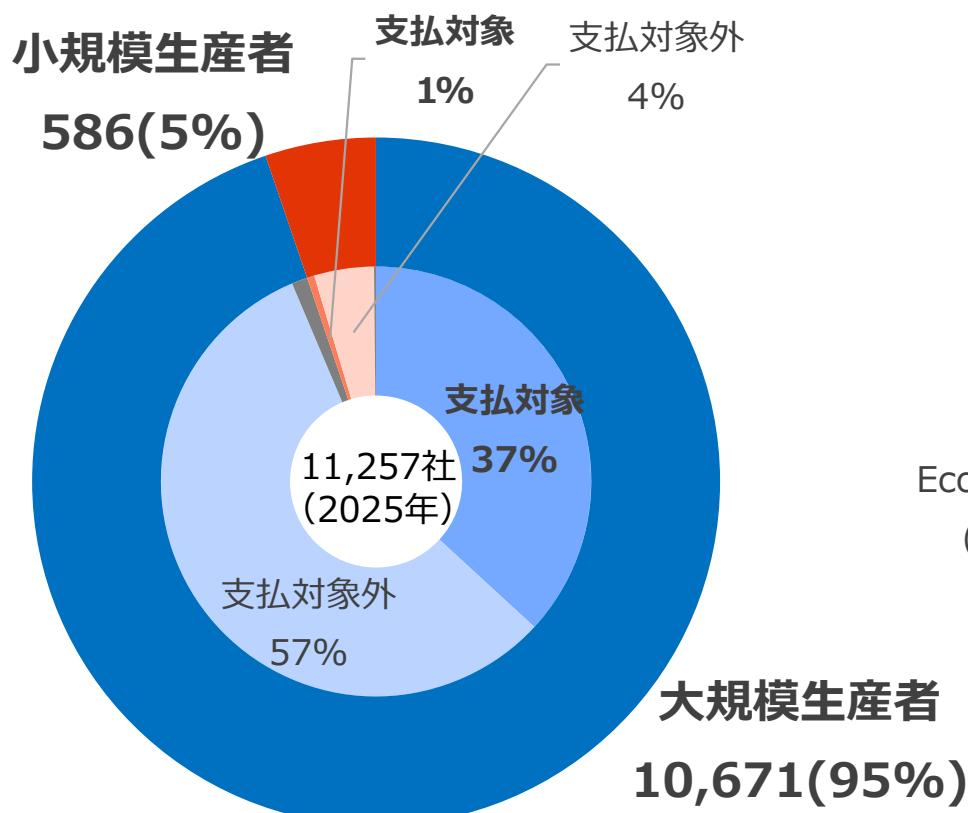
黄：192ポンド

緑：赤の追徴分を割り財源として分配した単価

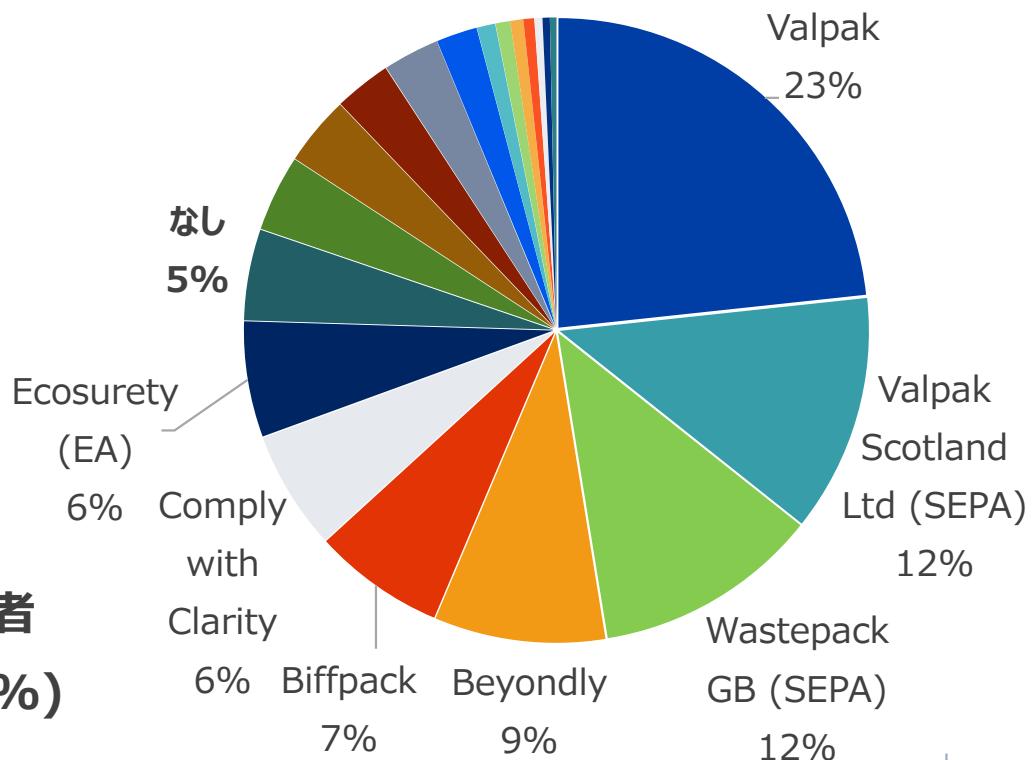
包装の拡大生産者責任 (EPR) の運営状況

- ・ 包装の拡大生産者責任の2025年登録事業者数は11,257社で、うち95%が大規模生産者。しかし、廃棄物処理費用の支払対象事業者は全体の4割弱（4,208社）に過ぎない。
- ・ これは、廃棄物処理費用は、家庭向け包装等に課されるものであり、BtoBを主とする事業者は、大規模生産者に該当しても廃棄物処理費用の支払対象に当たらないためと考えられる。
- ・ 2025年秋季予算案の税収見込みでは、2025/26年のEPR料金は14.6億ポンドとされており、単純平均では支払対象事業者1社当たり34.8万ポンド（7,136万円）の負担。
- ・ コンプライアンス・スキームについては、登録事業者の95%が利用しており、Valpakの利用が最多。

EPRの登録状況と廃棄物処理費用の支払対象者



コンプライアンス・スキームの利用状況
(利用サービス事業体別)

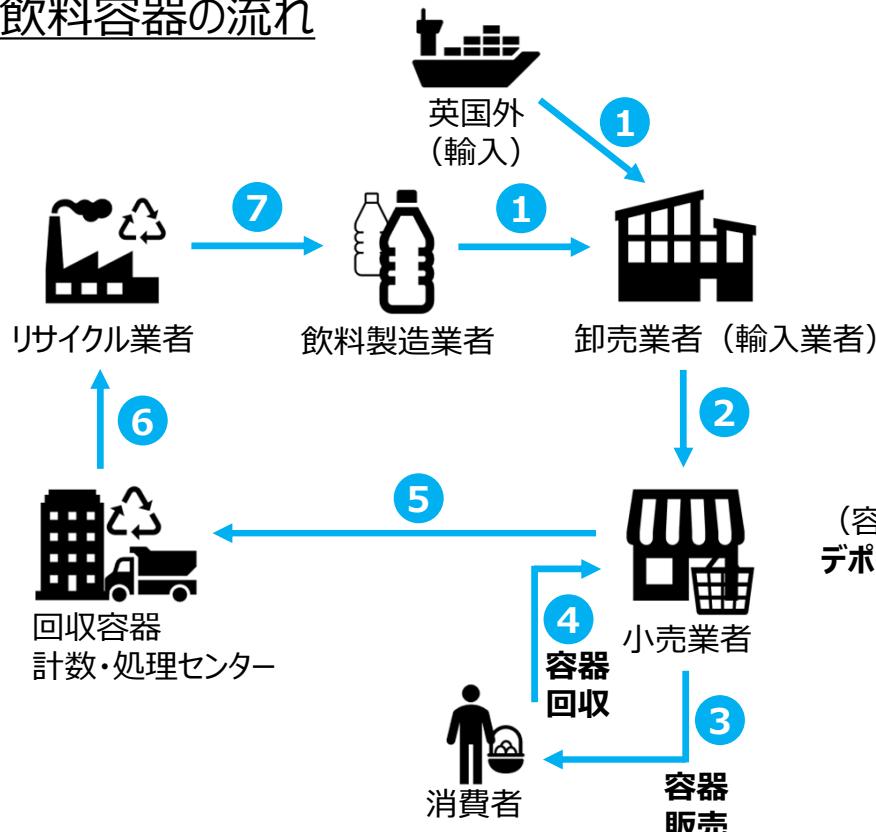


デポジット・リターン・スキーム (DRS)

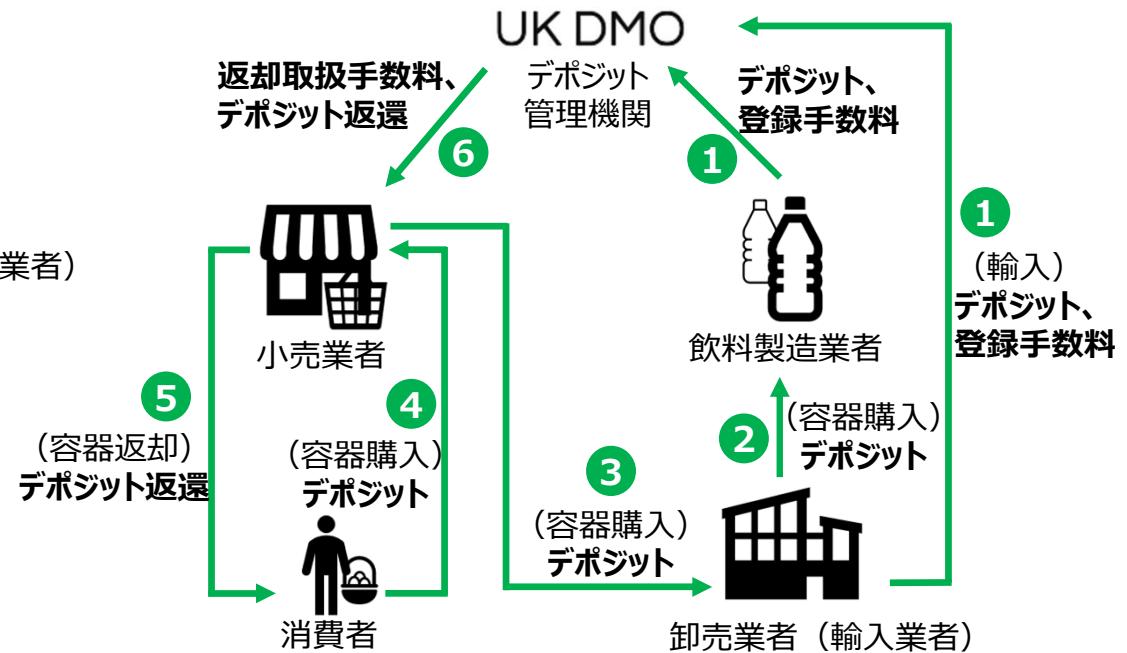
- 英国では2027年10月からデポジット・リターン・スキーム (DRS) の導入を予定。EUでは、PPWRにおいて、加盟国に対し2029年1月までにDRSの整備を義務付け。ドイツやオランダなど、PPWR前から導入済みの国も多い。
- DRSは、飲料用容器の購入時にデポジットを支払い、空の容器を返却することで、返金を受けられるスキーム。英国のDRSで対象となる製品は、容量150ミリリットルから3リットルの飲料容器。素材はPETボトル、スチール缶、アルミ缶となっている。酒類も対象。
- ウェールズ政府はガラス瓶もDRSの対象にすべきとの立場で、英国政府と折り合いがつかないまま独自のDRSを準備中。イングランド、北アイルランドおよびスコットランドのDRSとウェールズのDRSが並立すると、メーカーや小売業者は複数のDRSに対応するために、ラベル表示や報告・精算事務のコストが増嵩するおそれ。

英國（ウェールズを除く）のDRSの仕組み

飲料容器の流れ



お金の流れ



デポジット・リターン・スキーム（DRS）の留意事項①

- イングランドおよび北アイルランドのDRSは2025年1月に規則制定し、2025年5月に**UK DMOを英国DRSのデポジット管理機関として指名**。翌6月にスコットランド政府も規則を整備しUK DMOをデポジット管理機関として指名。
- 飲料製造業者、飲料輸入業者等は、**生産者としてDMOに登録し、ラベル表示、デポジットの徴収・支払、データの報告等**を行う必要。

生産者の責務

対象事業者

- 飲料製造業者
- 飲料輸入業者
- 注文に応じて飲料を充填する事業者（クラフトビールのCrowler等）

責務

• DMOへの登録および登録手数料（毎年度）の支払い

生産者としてDMOに登録。販売する容器素材ごとの容器数に基づいて算出される登録手数料を毎年度DMOに支払う。

• ラベル表示

個別商品用のスキームロゴ、マルチパック用のスキームパッケージロゴや、容器返却時用のバーコードのラベル表示

• デポジットの徴収・支払

飲料を販売する際に、販売先からデポジットを徴収し、それをDMOに支払う。

• データの報告

DMOに対して、市場に投入された飲料の数をオンラインポータルで報告。

免除要件

少量生産品（Low Volume Line; LVL）として、市場投入が年間5,000本（初年度のみ6,250本）を超えない商品については、デポジットの徴収およびラベル表示は不要（登録手数料にも反映）。DMOへの登録およびデータの報告は必要。

デポジット・リターン・スキーム (DRS) の留意事項②

- デポジット対象となる飲料を販売する小売業者は、飲料容器の返却拠点運営者としてDMOに登録し、デポジットの支払・受取・返還、容器の保管、店頭での情報提供等を行う必要。

小売業者の責務

対象事業者

- デポジット対象となる飲料を販売する小売業者（スーパーマーケット、食料品店、コンビニエンスストア等）

責務

DMOへの登録

返却拠点運営者としてDMOに登録。（飲料を販売するその他の事業者（カフェ、レストランなど）も自主的な返却拠点の設置申請が可能。）

デポジットの支払・受取・返還

飲料を購入（仕入れ）する際に生産者や卸売業者にデポジットを支払う。飲料を販売する際に消費者にデポジットを請求して受け取り、飲料容器が返却された際に消費者にデポジットを返還（バウチャー、カード、現金経由）
(消費者が飲料容器を入れると消費者へのデポジット返還まで行う自動返却機をDMOが開発中)

容器の保管

返却された飲料容器を回収のために保管

店頭での情報提供

消費者が制度の仕組みを理解しやすいように情報を表示

免除要件

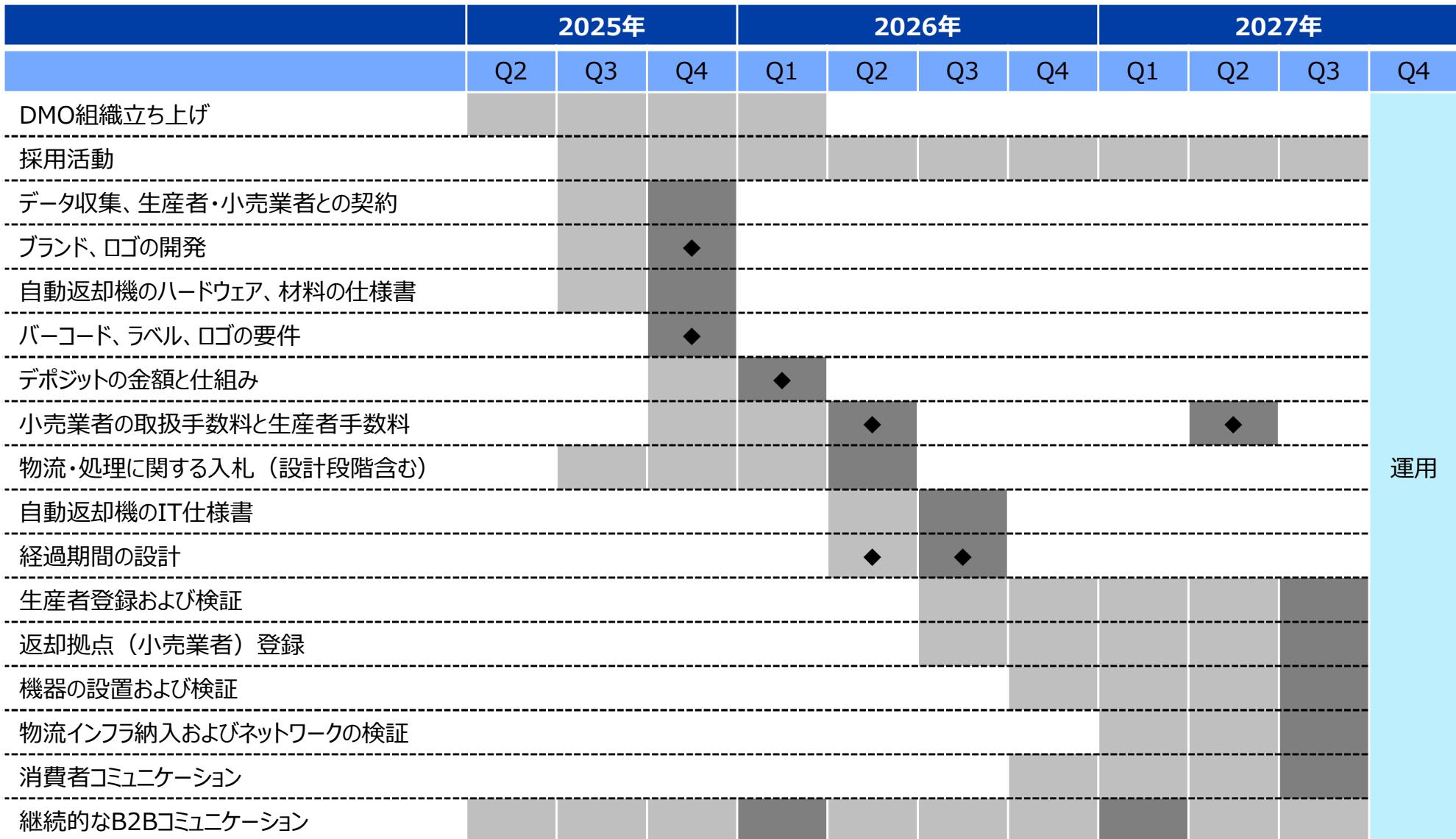
都市部の小売業者は、売場面積が100平方メートル未満の場合、返却拠点の設置が自動的に免除。ただし、自主的な設置の申請は可能。また、別の返却拠点と近接していたり、施設のレイアウトや構造上、返却拠点の設置が困難だったりする場合は、DMOに設置免除を申請可能。

店内で飲む容器入り飲料の販売の場合

デポジット対象となる飲料を店内で飲むために販売する場合（カフェ、レストラン等）、販売時に消費者からデポジットを徴収しないことを選択可能。飲料容器は回収・保管し、DMOが回収の際にデポジットを返金。店内で飲む以外に持ち帰り用に販売した飲料も販売している場合は、持ち帰り用に販売した飲料のみにデポジット適用することも可能。

デポジット・リターン・スキーム (DRS) の今後の予定

- DMOは以下の工程表を提示しており、ラベル表示やデポジット額については、近日意見公募で明らかになる見込み。
- 事業者にとって、商品のラベル表示や価格設定にも影響するので、2027年10月の運用開始に向け準備していく必要。



: DMOの取組

: 主要なマイルストーン

◆ : 意見公募期間



ジェトロ
「外食産業の英国進出課題調査」
最終頁のアンケートにご協力お願いします。

【免責事項】

ジェトロは、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートは信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本レポートの論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

本レポートには、ジェトロの公式見解ではなく発表者の論考、意見が含まれます。これらについてジェトロは一切の責任を負うものではありません。

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所



+44(0)20-7421-8300 (代表)



Agra_London@jetro.go.jp



EC2V 6BJ
138 Cheapside London

Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved.